

随意選定理由

児童館は児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにする事を目的として設置される施設です。うさ児童館は全ての児童を対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、心身ともに健やかな育成を図ります。

施設の管理については、各年齢の子ども達の遊びなどを総合的に企画し、なおかつ施設運営を行わなくてはならない状況となります。そのため、児童館運営に際して、様々な知識と実績を持った団体でなければならないと考えます。

社会福祉法人宇佐市社会福祉協議会は、以前よりうさ児童館の業務委託を2年、指定管理を8年、安心院児童館の指定管理を18年担っていた実績があり、児童館運営について精通している団体と言えます。

また、市内の児童館の双方が同じ指定管理者によって管理運営される事は、各種事業の連携などの観点から有用と思われれます。

(社会福祉への貢献度が高い)

宇佐市社会福祉協議会の目的は、宇佐市の社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉の推進を図ることであり、様々な事業を行っています。

(市民の雇用の創出と地域に根差した活動)

宇佐市社会福祉協議会の職員雇用は基本的に宇佐市在住の人を雇用し、地元愛を持った職員により活動を行っています。

(市の事業に協力的である)

宇佐市の事業についても積極的に取り組んでおり、市と共同関係を保ち、社会福祉の発展や推進に貢献しています。

(他市の社会福祉協議会との連携)

他市の児童館についても、社会福祉協議会が指定管理者となっている自治体が多く、社会福祉協議会同士の繋がりから児童館同士の繋がりができ、運営面などについての情報交換、運営改善、サービス向上につながるようになります。

以上のことにより、下記団体を指定管理者に随意選定したい。

随意選定団体

所在地 宇佐市大字間437番地

名称 社会福祉法人宇佐市社会福祉協議会

代表者 土居 秀徳